

# スカイウェル点検業務委託仕様書

厚木市宮猿ヶ島スポーツセンター（以下「施設」という。）のスカイウェル点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

## 1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市宮猿ヶ島スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市猿ヶ島195番地129

## 2 目的

この業務は、施設のスカイウェルの機能を常に良好な状態に保つことを目的とする。

## 3 委託業務

### (1) 委託業務対象物件

- ・スカイウェルSW-9000H 2台
- ・スカイウェルSW-9000H-pc 2台

### (2) 業務の指示

- ア 本委託業務の履行期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、業務報告書を作成し、速やかに公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。
- ウ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。
- エ 業務の実施時期については、年1回とし、日時については甲の指示によるものとする。

## 4 緊急時の対応

乙は、スカイウェル機器に故障等不具合が生じたときは、直ちに必要な処置をし、機能の復旧を図るものとする。

なお、これに要した費用は、乙の負担とする。

## 5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、その都度定めるものとする。

# 汚水処理設備点検等業務委託 仕様書

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター（以下「施設」という。）の汚水処理設備点検等業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

## 1 名所及び位置

- (1) 名称 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市猿ヶ島195番地129

## 2 目的

この業務は、施設の汚水処理設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

## 3 委託業務

### (1) 委託業務内容（明細は別紙による。）

- ア 汚水処理設備点検及び塩素滅菌剤投入等業務
- イ 水質検査業務

### (2) 業務の指示

- ア 本委託業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、業務報告書を作成し、速やかに公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。
- ウ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。
- エ 業務の実施回数は、次のとおりとする。
  - (ア) 汚水処理設備点検及び塩素滅菌剤投入等業務 月1回
  - (イ) 水質検査業務 年1回
- オ 業務実施時間については、施設の開場時間内に行うものとする。

## 4 緊急時の対応

乙は、汚水処理設備に故障等不具合が生じたときは、直ちに適切な処置をし、機能の復旧を図るものとする。

## 5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議してその都度定めるものとする。



# 空調設備及びポンプ点検等業務委託 仕様書

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター（以下「施設」という。）の空調設備及びポンプ点検等業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

## 1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市猿ヶ島195番地129

## 2 目的

この業務は、施設の空調設備及びポンプ等の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

## 3 委託業務

- (1) 委託業務対象物件（明細は別紙による。）

- ア 空調機
- イ 全熱交換機
- ウ 給水ポンプ
- エ 受水槽清掃及び水質検査

- (2) 業務の指示

- ア 本委託業務の履行期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、業務報告書を作成し、速やかに公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。
- ウ 業務受託会社は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。
- エ 業務の実施時期については、次のとおりとする。
  - (ア) 空調機点検 6月及び11月
  - (イ) 全熱交換機点検 11月
  - (ウ) 給水ポンプ点検 8月
  - (エ) 受水槽清掃及び水質検査（省略不可10項目） 7月
- オ 受水槽清掃従事者については、厚生労働大臣の定めるところによる建築物の飲水貯水槽清掃に関する講習の課程を終了した者とする。
- カ 業務実施に伴う廃棄物については、乙の責任において処理するものとする。
- キ 業務の実施日については、施設の利用上支障を来たす場合は、休館日に行うものとする。

#### 4 緊急時の対応

乙は、空調設備及びポンプに故障等不具合が生じたときは、直ちに適切な処置をし機能の復旧を図るものとする。

#### 5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、その都度定めるものとする。

## 空調設備及びポンプ点検等業務明細

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター空調設備及びポンプ点検等業務に基づく業務明細は、次のとおりとする。

<設備等の内容(目視点検及び作動点検)>

1 空調機点検業務(フィルター清掃含む。)

(1) 室外機(ダイキン工業製)

ア	RQYP335FC	1台
イ	RQYP450FC	1台
ウ	RQYP560FC	1台
エ	RXTP112FA	1台

※フロン排出抑制法に基く冷媒フロン類取扱技術者等の有資格者による定期点検を1回実施する。

(2) 室内機(ダイキン工業製)

ア	FXYCP22EB	2台
イ	FXYCP36NB	2台
ウ	FXYCP45NB	5台
エ	FXYCP56NB	2台
オ	FXYCP112NB	4台
カ	FXYCP90NB	4台

2 全熱交換機点検業務(フィルター清掃含む。)

(1) 天井埋込型(三菱電機製)

ア	LGH-25RMP	3台
イ	LGH-50RMP	3台
ウ	LGH-N50RKX2	1台
エ	LGH-65RMP	4台

(2) 加湿器(全熱交換機に内蔵透湿膜式) 11台

3 給水ポンプ点検業務

給水ポンプ(2.2KW) 2台

4 受水槽清掃及び水質検査(省略不可10項目)

受水槽(10.5t)FRP製複合パネルタンク 1台

# 自動ドア保守点検業務委託 仕様書

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター（以下「施設」という。）の自動ドア保守点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

## 1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市猿ヶ島195番地129

## 2 目的

この業務は、施設の自動ドアの機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

## 3 委託業務

- (1) 委託業務対象物件は、株式会社ナブコ製 DSN-75型2基で、点検項目は次のとおりとする。

- ア 自動ドア・サッシ部
- イ 懸架部
- ウ 動力部・作動部
- エ 制御装置
- オ 検出装置部
- カ 電気回路
- キ その他

- (2) 業務の指示

- ア 本委託業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、業務報告書を作成し、速やかに公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。
- ウ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。
- エ 業務の実施時期については、2回とし、甲乙協議し、決定する。
- オ 点検は、自動ドア施工技能士の資格を有する者が実施するものとする。

## 4 緊急時の対応

乙は、自動ドアに故障等不具合が生じたときは、直ちに必要な処置をし、機能の復旧を図るものとする。

なお、これに要した費用のうち補修部品以外のものは、乙の負担とする。

## 5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、その都度定めるものとする。

# 消防設備点検業務委託 仕様書

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター（以下「施設」という。）の消防設備点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

## 1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市猿ヶ島195番地129

## 2 目的

この業務は、施設の消防設備を常に正常な状態に保つため、法に定められた点検を行うことを目的とする。

## 3 委託業務

### (1) 委託業務対象物件（明細は別紙による。）

- ア 消火器具
- イ 自動火災報知設備
- ウ 誘導灯及び誘導標識
- エ 防火扉及び排煙設備
- オ 非常放送設備
- カ 屋内消火栓設備
- キ 非常電源設備

### (2) 業務の指示

- ア 本委託業務の履行期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、消防法に定められた様式による業務報告書を作成し、速やかに公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。
- ウ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。
- エ 業務の実施時期については、次のとおりとし、点検については消防法各法令に基づき別紙、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件による。
  - (ア) 機器点検 7月
  - (イ) 総合点検 1月（機器点検を含む。）
- オ 乙は、甲の要請に基づき、施設従事職員への消防設備機器の説明、消防訓練の立会い等を行い、適切な指導及び助言を行うものとする。

## 4 緊急時の対応

乙は、消防設備に故障等不具合が生じたときは、直ちに適切な処置をし、機能の復旧を図るものとする。

## 5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、その都度定めるものとする。

# 消防設備明細書

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター消防設備点検業務委託に係る設備の明細は、次のとおりとする。

## 1 消火器具

(1) 粉末消火器 (A B C 1 0 型) 2 2 本

## 2 自動火災報知設備

(1) 受信機 (P 型 1 級 9 / 1 0 回線) 1 基

(2) 発信機 5 基

(3) 差動式分布型感知器 1 2 個

(4) 差動式スポット型感知器 2 5 個

(5) 定温式スポット型感知器 3 個

(6) 光電式スポット型感知器 4 個

(7) 表示灯 5 個

(8) 屋内消火栓連動起動装置 1 式

(9) 配線 1 式

## 3 誘導灯及び誘導標識

(1) 大型誘導灯 8 台

(2) 小型誘導灯 1 5 台

## 4 防火扉及び排煙設備

(1) 防火戸 2 基

(2) 防火シャッター 1 基

(3) 防災連動制御盤 1 基

(4) 感知器 3 個

(5) 配線 1 式

## 5 非常放送設備

(1) 非常放送用アンプ (2 0) 1 式

(2) スピーカー 3 6 基

(3) 配線 1 式

## 6 屋内消火栓設備

(1) 屋内型消火栓 5 基

(2) 加圧送水装置 (エンジンなし) 1 式

(3) 配線 1 式

7 非常電源設備

(1) 自家発電装置

1基

(2) 蓄電池

1式

(3) 配線

1式

清掃作業基準表

施設名称 猿ヶ島スポーツセンター

階数	室名	床材質・規格	面積・台数	日常清掃					定期清掃				交換						
				じゆうたんの清掃	床の清掃・拭き	床のモップ掛け・清掃	観覧席の清掃	手すりの拭き清掃	マットの清掃	排水口の清掃	じゆうたんの除菌・除臭清掃	床面の洗浄	床面のワックス塗布	ガラス清掃	網戸清掃	ブラインド清掃	ダストマット交換	ダストモップ交換	ハンディモップS
1階	事務室	塩ビシート	46 m <sup>2</sup>	2/W							3Y							1M	
		ガラス	12 m <sup>2</sup>								2Y								
		網戸(大)	2 枚																
		ブラインド(230×200)	2 枚											1Y					
	談話室	フローリング	89 m <sup>2</sup>								1Y							1M	1M
		ガラス	19 m <sup>2</sup>									2Y							
		ブラインド(160×300)	4 枚											1Y					
	医務室	塩ビシート	23 m <sup>2</sup>	1W								3Y							
		ガラス	4 m <sup>2</sup>									2Y							
		網戸(小)	12 枚																
		ブラインド(150×190)	2 枚												1Y				
	湯沸室	塩ビシート	2 m <sup>2</sup>	2/W								3Y							
	自動販売機置場	塩ビシート	1 m <sup>2</sup>	2/W								3Y							
	階段室(南)	ビニタイル	19 m <sup>2</sup>	2/W			1W					3Y							
		ガラス	3 m <sup>2</sup>									2Y							
	階段室(北)	ビニタイル	19 m <sup>2</sup>	2/W			1W					3Y							
		ガラス	3 m <sup>2</sup>									2Y							
	身障者室	塩ビシート	11 m <sup>2</sup>	1W								3Y							
		ガラス	3 m <sup>2</sup>									2Y							
	放送室	塩ビシート	1 m <sup>2</sup>	1W								3Y							
		ガラス	1 m <sup>2</sup>									2Y							
	ホール・廊下	ビニタイル	113 m <sup>2</sup>	2/W								3Y							
	階段横ドア	ガラス	5 m <sup>2</sup>									2Y							
	廊下(南)	ビニタイル	18 m <sup>2</sup>	2/W								3Y							
	廊下(北)	ビニタイル	19 m <sup>2</sup>	2/W								3Y							
	幼児室	じゆうたん	16 m <sup>2</sup>	2/W							2Y								
		ガラス	12 m <sup>2</sup>									2Y							
	玄関回り	磁器タイル	17 m <sup>2</sup>	2/W								3Y							
		マット	3 枚														1M		
		ガラス	19 m <sup>2</sup>									2Y							
	風除室	磁器タイル	20 m <sup>2</sup>	2/W								3Y							
		マット	1 枚														1M		
ガラス		13 m <sup>2</sup>									2Y								
玄関(屋外)	磁器タイル	26 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
体育室	フローリング	1178 m <sup>2</sup>									2Y						1M		
体育室器具庫	ガラス	4 m <sup>2</sup>									2Y								
多目的室	フローリング	288 m <sup>2</sup>									2Y						1M		
	ガラス	66 m <sup>2</sup>									2Y								
男子便所(医務室側)	塩ビシート	14 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	ガラス	0.7 m <sup>2</sup>									2Y								
	網戸(小)	2 枚																	
女子便所(医務室側)	塩ビシート	10 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	ガラス	0.7 m <sup>2</sup>									2Y								
	網戸(小)	2 枚																	
身障者用便所	塩ビシート	4 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	塩ビシート	9 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
男子便所(更衣室側)	ガラス	1 m <sup>2</sup>									2Y								
	衛生陶器	9 台																	
女子便所(更衣室側)	塩ビシート	9 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	ガラス	0.6 m <sup>2</sup>									2Y								
更衣室(男)	塩ビシート	24 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	ガラス	1 m <sup>2</sup>									2Y								
	網戸(小)	2 枚																	
シャワー室(男)	磁器タイル	10 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	排水口	4 個									1M								
	ガラス	1 m <sup>2</sup>															2Y		
更衣室(女)	塩ビシート	24 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	ガラス	0.6 m <sup>2</sup>									2Y								
	網戸(小)	1 枚																	
シャワー室(女)	磁器タイル	10 m <sup>2</sup>	2/W								3Y								
	排水口	4 個									1M								
	ガラス	1 m <sup>2</sup>															2Y		
2階	観覧席	防塵塗装	112 m <sup>2</sup>	1W			1W				1Y								
		観覧席	216 席				1W												
	観覧席(後部通路)	ビニタイル	62 m <sup>2</sup>	1W							3Y								
	階段室(南)	ビニタイル	4 m <sup>2</sup>	1W							3Y								
	階段室(北)	ビニタイル	4 m <sup>2</sup>	1W							3Y								
周回通路	防塵塗装	145 m <sup>2</sup>	1W				1W				1Y								
	ガラス	177 m <sup>2</sup>									2Y								
	網戸(中)	16 枚																	
		網戸(大)	32 枚																

1W:週1回 2/W:週2回 1M:月1回 1Y:年1回 2Y:年2回 3Y:年3回

# 非常用自家発電設備点検業務委託 仕様書

厚木市営猿ヶ島スポーツセンター（以下「施設」という。）の非常用自家発電設備点検業務委託の内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

## 1 名称及び位置

- (1) 名称 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
- (2) 位置 厚木市猿ヶ島195番地129

## 2 目的

この業務は、施設の非常用自家発電設備の機能を常に正常な状態に保つことを目的とする。

## 3 委託業務

### (1) 委託業務対象物件

- ア 非常用自家発電設備
- イ 原動機 ヤンマーディーゼル製 4TN82TL-RGH 52.0PS
- ウ 発電機 定格出力 30kVA 24kW
- エ 蓄電池 HS-100E 12V
- オ 充電装置

### (2) 業務の指示

- ア 本委託業務の履行期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ 消防予第372号に基づく定格30%以上の負荷試験を実施する。
- ウ 業務受託会社（以下「乙」という。）は、実施した業務については、業務報告書を作成し、速やかに公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下「甲」という。）に提出するものとする。
- エ 乙は、履行期間終了後、甲に業務完了届を提出するものとする。
- オ 業務の実施時期については、次のとおりとする。
  - (ア) 機器点検 7月
  - (イ) 総合点検 1月（機器点検、負荷試験を含む。）

## 4 緊急時の対応

乙は、非常用自家発電設備に故障等不具合が生じたときは、直ちに必要な処置をし、機能の復旧を図るものとする。

## 5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議し、その都度定めるものとする。